

釧路湿原自然再生協議会 ニュースレター News Letter

<http://www.kushiro-wetland.jp/>

No.1

■創刊号■

編集・発行:釧路湿原自然再生協議会 運営事務局

※都合により、掲載できません。

※都合により、掲載できません。

contents

釧路湿原自然再生協議会 が設立されました

- 第1回釧路湿原自然再生協議会
・挨拶(概要)、会長就任挨拶
・設立趣旨、設置要綱、運営細則、構成員名簿
- 「釧路湿原自然再生協議会」設立までの経緯
- 釧路湿原における自然再生事業の取り組み
- 第1回協議会で議論された内容

「ニュースレター」の創刊にあたって

釧路湿原の自然再生事業について紹介していく広報紙「釧路湿原自然再生ニュースレター」を創刊いたします。

本誌では、釧路湿原での「自然再生事業」の取り組み状況について、釧路湿原自然再生協議会で検討された内容をわかりやすく提供します。

このように、釧路湿原の自然再生事業を紹介していくことで、地域の方々などに、釧路湿原の自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、より理解を深めていただきたいと考えております。

釧路湿原自然再生事業に対するみなさまのご意見・ご要望が数多く寄せられることを願っております。



第1回釧路湿原自然再生協議会

平成15年1月に施行された「自然再生推進法」に基づき、これまで釧路湿原で実施されていた自然再生事業を今後さらに効果的に実施するため、農林水産省、環境省、国土交通省及び地元住民、NPO、地方公共団体、学識経験者が一体となった「釧路湿原自然再生協議会」の第1回目が平成15年11月15日、釧路市観光国際交流センターで開催されました。

NPOと関係行政機関の7機関(釧路自然保護協会、特定非営利活動法人 釧路湿原やちの会、北海道 釧路支庁、北海道 釧路土木現業所、林野庁 北海道森林管理局 帯広分局、国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部、環境省 自然環境局 東北北海道地区自然保護事務所)が呼びかけ人となった本協議会では、個人48名、32団体が委員となり、地元農林漁業・経済の14団体がオブザーバー、さらに11の関係行政機関が加わり、合計105人での構成となりました。

会議では小池百合子環境大臣、伊東良孝釧路市長からの挨拶があり、続いて事務局から設立趣旨、設置要綱、運営細則の説明があり、委員の承認が得られました。また、会長として辻井達一委員(北海道環境財団理事長)、会長代理として中村太士委員(北海道大学大学院農学研究科教授)がそれぞれ選出されました。

各関係機関からは釧路湿原における自然再生の取り組みについて、これまでの検討内容の報告、今後の再生事業の実施方針等の説明がありました。



協議会の様子

【挨拶】(概要)

小池 百合子 環境大臣

環境大臣の小池でございます。「釧路湿原自然再生協議会」の設立に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。

私は、環境大臣を拝命して、最初の視察先として、日本の中でも特に優れた自然環境を有するこの道東地域にお邪魔させていただきました。そして、記念すべき本協議会の設立の場で、皆様方にご挨拶をする機会を得られたことを大変嬉しく感じております。本日午前中に私も釧路湿原を視察させていただき、湿原の広大さと懐の深さを実感した次第です。同時に、近年、湿原の消失や劣化が急速に進行しているという釧路湿原の実態は、憂慮すべきものと受け止めています。

こうした中で、湿原の劣化を食い止めるだけでなく、積極的に再生していくという取組が、地元の方々や関係機関、専門家などの連携により進められていることを大変心強く感じております。関係するすべての皆様方一心から敬意を表したいと思います。

昨年12月に成立した「自然再生推進法」の議論の過程では、釧路湿

原の取組が先進的モデルとして取り上げられました。その釧路において、この法律に基づく協議会が本格的に設立されるということは、まさに意義深いことであります。

本日の自然再生協議会の設立は、釧路湿原における自然再生の新たな第一歩であり、その活動は、全国の自然再生事業の試金石となります。環境省も、引き続き、農林水産省、国土交通省とも十分連携し本協議会の取組を支えるとともに、地元の東北北海道地区自然保護事務所を中心に自らも自然再生事業を着実に推進してまいり所存です。私としては、今後、この協議会の場で素晴らしい全体構想をまとめていただき、その構想の下で釧路湿原の自然再生がさらに進展する事を願って止みません。釧路地域の皆様によるボトム・アップの自然再生が日本各地における取組のリーディング・ケースとなるよう期待しています。



伊東 良孝 釧路市長

釧路湿原とともに暮らす地域を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。本日ここに、小池環境大臣をお迎えして、第1回釧路湿原自然再生協議会が開催されますことをお慶び申し上げます。我が国最大の湿原でございますこの釧路湿原は、たたいまお話にもございましたように、ラムサール条約登録湿地。そしてまた、全国28番目の最後の国立公園として、大変世界的にも貴重な財産でありますこの湿原。そしてまた、地域の誇りとなっておりますこの釧路湿原でございます。私どもは、洪水の調整あるいは安全な暮らしをさせていただいていると同時に、農林水産業や観光の振興など、様々な分野において、この釧路湿原から計り知れぬ恩恵を受けていると、感じているところでございます。

近年、流域の経済活動の拡大に伴いまして、湿原の面積が減少している。あるいはまた、その植生にも変化が見られるようになってまいりました。

このため、国土交通省、環境省をはじめ、関係者の皆様方のご努力に

よりまして、全国に先駆けての自然再生事業が展開されておりますことは、皆様のこれまでのご支援の賜物と、深く感謝を申し上げますと同時に、事業の推進にあたっていただいております関係者の皆様にも、心から厚くお礼を申し上げます。

本年6月22日、当会場で行われました「釧路湿原自然再生大会」におきまして、私は、地域の代表として大会宣言をさせていただきました。その中で、自然再生推進法に基づく協議会の早期立ち上げを宣言いたしました。本日、このように釧路湿原自然再生協議会が設立される運びとなりましたことは、誠に喜びに耐えません。

当協議会における活発なご議論を期待させていただきますとともに、関係者の皆様の連携が、これまで以上に深められ、地域の総意による自然再生事業が更に進展されますことをご期待申し上げます。



【会長就任挨拶】

辻井 達一

釧路湿原というのは、日本最大の湿原ですが、面積的に大きいというだけでなく、種のいわゆる多様性の点でも、それから、湿原の形成とか、あるいは群落の遷移の上からでも、非常に特徴的なものを持っているところ。このことは国際的にも知られていて、日本で最初のラムサール登録湿地にもなったのは、そういったことも大きな理由になっています。

国立公園、それから、今申しましたラムサール条約登録湿地、それから、もっと古くは、いわゆる特別天然記念物のタンチョウの生息地としても指定を受けていたけれども、一方で、様々な変化が生じている。これは低地であるということと、比較的、恐らく私の知っている限り

では、湿原でこれくらい周辺に人口の集積しているところというのは、珍しいのではないかと思います。そういった意味合いを含めまして、様々な影響を受けざるを得ないという点でも、これまた、世界でもユニークなところだと言ってもいいのではないかと思います。

これから、できるだけ私たちにとって重要な意味を持つ湿原の保全の賢明な活用ということが進められるように期待したいと思います。このことについて、本協議会が皆様からの積極的なご意見をいただく場になれば良いと考えます。



【設立趣旨】

釧路湿原はわが国最初のラムサール条約登録湿地であり、タンチョウやキタサンショウウオをはじめとする多様な野生生物の貴重なすみかとなっています。しかし、近年、流域の経済活動の拡大に伴い湿原面積が著しく減少し、湿原植生もヨシ-スゲ群落からハンノキ林に急激に変化してきています。

このような変化は自然の推移をはるかに超える速さで進行していることから、関係省庁や自治体、地元NPOなどが、この貴重な湿原を次の世代へ継承するため、さまざまな取り組みを進めているところです。

平成15年1月に、自然再生推進法が施行され、4月には自然再生基本方針が決定されました。これにより釧路湿原における自然再生の取り組みも、この法律に基づき実施することとなりました。

「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」を踏まえ、これまで実施してきた自然再生事業を今後さらに効果的に実施するため、地域住民、NPO、NGO、地方公共団体、関係行政機関、専門家などで構成する「釧路湿原自然再生協議会」を設立し、関係機関の連携を強めるとともに、地域の多様な主体の参加による合意形成と事業実施をこれまで以上に進めたいと考えています。

【釧路湿原自然再生協議会設置要綱】

■第1章 総 則

(名 称)

第1条 この自然再生協議会は、釧路湿原自然再生協議会(以下「協議会」と称する)という。

(対象区域)

第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、釧路湿原及びその流域とする。

■第2章 目的及び協議会所掌事務

(目 的)

第3条 釧路湿原の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

■第3章 構 成

(構 成)

第5条 協議会は、次に掲げる委員及びオブザーバーをもって構成する。

(1) 委 員

- ① 自然再生事業を実施しようとする者
- ② 地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他①の者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者
- ③ 関係行政機関及び関係地方公共団体

(2) オブザーバー

協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者

2. 委員の任期は1年とする。

3. 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。

(委員資格の喪失)

第6条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体若しくは法人の解散

(4) 解 任

(辞任及び解任)

第7条 辞任しようとする者は、第12条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2. 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により委員を解任することができる。

■第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

第8条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2. 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3. 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

■第5章 会議および小委員会

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が召集する。

2. 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。

3. 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

4. 協議会は必要に応じ、第10条に規定する小委員会での検討状況報告を求めることができる。

(小委員会)

第10条 協議会は、第14条に規定する運営細則の定めにより、小委員会を置くことができる。

2. 協議会委員及びオブザーバーは小委員会に所属することができる。

3. 小委員会の委員長は、小委員会構成委員の互選により選出する。

4. 小委員会は委員長の召集により開催される。

5. 小委員会は次の事項を協議する。

- (1) 実施計画案の内容
- (2) 実施計画に基づくモニタリング結果
- (3) その他必要な事項

6. 委員長は、小委員会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、小委員会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

7. 小委員会は、協議概要を第9条に規定する協議会の会議に報告する。

(公 開)

第11条 協議会の会議及び小委員会は、希少種の保護上または個人情報保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

2. 協議会の会議及び小委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。

3. 協議会の会議及び小委員会の資料は、ホームページ等で公開する。

4. 協議会の会議及び小委員会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、ホームページ等で公開する。

■第6章 運営事務局

(運営事務局)

第12条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

2. 運営事務局は釧路支庁、釧路土木現業所、釧路開発建設部、東北北海道地区自然保護事務所等構成し、共同で運営する。

(運営事務局の所掌事務)

第13条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第9条に規定する協議会の会議の議事に関する事項
- (2) 第11条に規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

■第7章 補 則

(運営細則)

第14条 この要綱に規定することの他、協議会の運営に必要事項は、第9条に規定する協議会の会議の同意を経て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第15条 この要綱は、第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議に出席した委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この要綱は、平成15年11月15日から施行する。

【釧路湿原自然再生協議会運営細則】

■第1章 小委員会

(設 置)

第1条 協議会に次の小委員会を設置する。

- ① 湿原再生小委員会
- ② 旧川復元小委員会
- ③ 土砂流入小委員会
- ④ 森林再生小委員会
- ⑤ 水循環小委員会
- ⑥ 再生普及小委員会

(検討事項)

第2条 各小委員会では、次の事項を検討する。

① 湿原再生小委員会

湿原の再生(野生生物の生息環境修復を含む)に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

② 旧川復元小委員会

河川の再蛇行化に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

③ 土砂流入小委員会

河川への土砂流入防止に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

④ 森林再生小委員会

森林の再生(野生生物の生息環境修復を含む)に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

⑤ 水循環小委員会

水質、地下水の動態把握・評価、湖沼の再生(野生生物の生息環境修復を含む)等に関する実施計画とその実施状況、モニタリング結果等

⑥ 再生普及小委員会

釧路湿原の適正な保全と利用の推進並びに自然再生を活用した環境教育、市民参加、情報の発信及び提供等に関する事項等

(小委員会事務局)

第3条 小委員会の会務を処理するための事務局を設ける。

2. 事務局は、協議会運営事務局が兼ねる。

(事務局の所掌事務)

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 小委員会の会議の運営
- (2) 小委員会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他小委員会が付託する事項

■第2章 協議会及び小委員会の運営

(協議会及び小委員会の傍聴)

第5条 協議会の会議及び小委員会は、傍聴ができる。

2. 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。

3. 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び小委員会の記録)

第6条 運営事務局は、協議会の会議及び小委員会の議事要旨を、公開する前に原則として、会長又は委員長及び発言した委員の確認を得なければならない。

■第3章 補 則

(細則改正)

第7条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附 則

この細則は、平成15年11月15日から施行する。

【構成員名簿】

■個人(48名)

(敬称略、五十音順)

氏名	所属
井上 京	北海道大学大学院 農学研究科 助教授
井上 典子	東京大学 先端科学技術研究センター 協力研究員
上野 義勝	北海道釧路森づくりセンター 森林整備課長
植村 滋	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター 森林園ステーション北管理部
内島 邦秀	北見工業大学 工学部 教授
内田 泰三	東京大学大学院 農学生命科学研究科 (日本学術振興会特別研究員)
宇野 裕之	
梅田 安治	農村空間研究所 所長、北海道大学名誉教授
江崎 秀雄	森の学習塾 代表
大山 仁美	環境カウンセラー(事業者部門)
金子 正美	酪農学園大学 環境システム学部地域環境学科 助教授
亀山 哲	国立環境研究所 流域環境管理研究 プロジェクト主任研究員
川村 健	特定非営利活動法人トラスツサルン釧路 会員
神田 房行	北海道教育大学釧路校 教授
申崎 英子	国際ソロプチミストアメリカ 会員
小磯 修二	釧路公立大学 教授、地域経済研究センター長
齋藤 新一郎	環境林づくり研究所
佐藤 繁治	
清水 康行	北海道大学大学院 工学研究科 助教授
新庄 久志	釧路国際ウェットランドセンター 主幹
関尾 憲司	北王コンサルタント株式会社 環境企画部 主任研究員
高嶋 八千代	北海道教育大学釧路校 非常勤講師
高橋 昭	
高橋 忠一	北海道教育大学釧路校 助教授
橋 利器	トラウトフォーラム 会員
辻井 達一	財団法人 北海道環境財団 理事長
堤 公宏	株式会社ズコーシャ 総合科学研究所 自然環境 調査室 主任技師
藤間 聡	室蘭工業大学 工学部 教授
仲川 泰則	北海道大学 北方生物圏フィールド科学センター
長澤 徹明	北海道大学大学院 農学研究科 教授
永澤 広治	日本野鳥の会、鳥類標識協会
中津川 誠	独立行政法人 北海道開発土木研究所 環境研究室長
中根 勇雄	
中村 隆俊	北海道大学 北方生物圏フィールド科学センター
中村 太士	北海道大学大学院 農学研究科 教授
西川 栄明	アウトドアライター
西村 旬司	釧路湿原川レンジャー
橋本 正雄	釧路市博物館 館長補佐
針生 勤	釧路市博物館 館長補佐
蛭田 眞一	北海道教育大学釧路校 助教授
福田 明美	釧路湿原塾
前田 邦男	釧路湿原川レンジャー
松本 文雄	タンチョウ保護調査連合
宮本 幸雄	(仮称)特定非営利活動法人 環境ハーヴェストファーム
百瀬 邦和	財団法人 山階鳥類研究所 研究員
森 貴子	北海道新聞 釧路支社 報道部記者
山田 浩之	京都大学 防災研究所 水資源研究センター 地球規模水文循環研究領域(COE研究員)
若菜 勇	阿寒湖畔コミュニティセンター マリモ研究室

■団体(32団体) ※協議会設立呼びかけ者

(敬称略、五十音順)

団体名	代表者名
阿寒国際ツルセンター	阿寒町長 中島 守一
株式会社 北都	代表取締役 山崎 正明
カムイ・エンジニアリング株式会社	代表取締役 大越 武彦
釧路カヌー連絡協議会	会長 岩淵 鉄男
釧路川水質保全協議会	会長 工藤正博(釧路市水道事業管理者職務代理者、釧路市水道部長)
釧路観光連盟	会長 高田 満
釧路国際ウエットランドセンター	理事長 伊東 良孝
釧路市漁業協同組合	代表理事組合長 濱 隆司
釧路自然保護協会※	会長 高山末吉
釧路湿原国立公園ラフアイルゾーンの会	代表幹事 両角 陽一
釧路湿原国立公園連絡協議会	会長 伊東 良孝
釧路湿原塾	運営委員長 栗林 延次
釧路水産用水汚濁防止対策協議会	会長 濱 隆司
釧路生物談話会	会長 住吉 尚
釧路造園建設業協会	会長 長田 武典
釧路武佐の森の会	会長 大西 英一
くしろネイチャーゲームの会	代表 渡部 清紀
こどもエコクラブくしろ	平成15年度代表 佐藤史隆(美原小5)サポーター(代) 佐々木誠治
財団法人 日本生態系協会	会長 池谷 奉文
財団法人 日本鳥類保護連盟釧路支部	支部長 小柳 慶吾
財団法人 日本野鳥の会 鶴居・伊藤サクチュアリ	チーフレンジャー 原田 修
さっぽろ自然調査館	代表 渡辺 修
下久帯呂地区農業用排水維持管理組合	組合長 八木沢 栄蔵
タンチョウ保護調査連合	代表 正富 宏之
鶴居村タンチョウ愛護会	会長 松井 孝志
特定非営利活動法人 釧路湿原やちの会※	理事長 梅田 勉
特定非営利活動法人 トラスツサルン釧路	理事長 鈴木 順雄
南標茶地区排水路維持管理組合	組合長 佐久間 三男
日本製紙株式会社	代表取締役社長 三好 孝彦
北海道中小企業家同友会釧路支部	支部長 横地 敏光
北海道標茶高等学校	校長 古屋 接雄
ボランティアネットワークチャレンジ隊	代表 佐竹 直子

■オブザーバー(14団体)

(敬称略)

団体名	代表者名
社団法人 十勝釧路管内さげます増殖事業協会	会長 小島 孝
釧路町森林組合	組合長理事 西村 春吉
標茶町森林組合	組合長理事 斎藤 康政
弟子屈町森林組合	組合長理事 渡辺 順次
鶴居村森林組合	組合長理事 松井 廣道
標茶町農業協同組合	代表理事組合長 門田 功一
鶴居村農業協同組合	代表理事組合長 瀧澤 義一
幌呂農業協同組合	代表理事組合長 植田 晃雄
阿寒農業協同組合	代表理事組合長 小瀬 泰
釧路商工会議所	会頭 両角 靖二
釧路町商工会	会長 飯塚 五郎
標茶町商工会	会長 栗田 和行
弟子屈町商工会	会長 桐木 茂雄
鶴居村商工会	会長 大津 泰則

■関係行政機関(11機関) ※協議会設立呼びかけ者

(敬称略)

団体名	代表者名
国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部※	部長 神保 正義
環境省 東北北海道地区自然保護事務所※	所長 渡邊 綱男
林野庁 北海道森林管理局 帯広分局※	分局長 岩田 茂樹
北海道 釧路支庁※	支庁長 高橋 英明
北海道教育庁 釧路教育局	局長 木村 征範
北海道 釧路土木現業所※	所長 長 栄作
釧路市	市長 伊東 良孝
釧路町	町長 菅原 澄
標茶町	町長 今西 猛
弟子屈町	町長 徳永 哲雄
鶴居村	村長 錠者 和二郎

「釧路湿原自然再生協議会」設立までの経緯

平成15年1月1日に自然再生推進法が施行され、4月には自然再生基本方針が決定されました。これを受けて釧路湿原における自然再生の取り組みも、この法律に基づき実施することとし、「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会(国土交通省)」及び「釧路湿原自然再生事業に関する実務会合(環境省)」に代わって、「釧路湿原自然再生協議会」を設立する運びとなりました。新しい体制のもとで関係機関との連携をこれまで以上に強め、地域の方々の積極的な参加と幅広い合意形成を目指しながら事業を進めていく方針です。

<検討委員会等の設立>

- 平成9年** ●河川法改正

「治水」「利水」という河川法の目的に、「河川環境の整備と保全」が加えられる。
- 平成11年** ●釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会 発足

5つの小委員会を設置
(学識者・専門家・NPO・関係機関・自治体が参加)

 - ・経済活動の経緯と湿原植生の変化を調査し、湿原の現状と課題を明らかにする。
 - ・釧路湿原の河川環境保全の最終的目標と当面達成する目標を定める。
 - ・目標達成のため土砂流入防止・湿原再生等12の施策について検討。
- 平成13年** ●「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」発表
(国土交通省・環境省、北海道関係部局、流域内市町村に提言)

 - ・現状と課題、目標、目標達成のための12の施策を提言。
 - ・目標に対する施策の有効性の検証に関する提言。
 - ・施策実施に関する関係機関の連携、推進体制に関する提言。
- 釧路湿原タスクフォース会議 発足

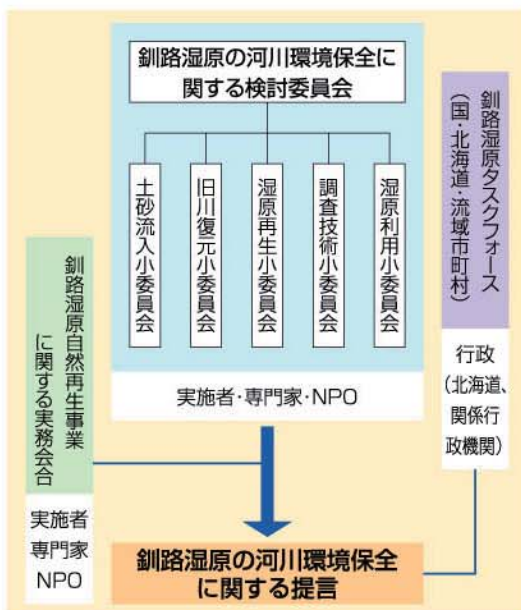
・関係行政機関の実務担当者らによる釧路湿原保全のためのプロジェクトチームを設置。(国、北海道、流域5市町村が参加)
- 平成14年** ●新・生物多様性国家戦略
●環境省釧路湿原自然再生事業に関する実務会合 発足

 - ・3つの柱の一つに「自然の再生」が位置付けられる。
 - ・環境省が実施する自然再生事業について、関係者間で幅広く意見交換等を行う会議を設置。
- 平成15年** ●自然再生推進法の施行(1月)
●自然再生基本方針の決定(4月)
●釧路湿原自然再生協議会設立(11月)

●釧路湿原自然再生協議会運営方針

今回の協議会において、以下にある運営方針(各小委員会の設置、事務局等)が審議され、委員に承諾されました。

<体制>



<自然再生協議会の枠組み(案)>



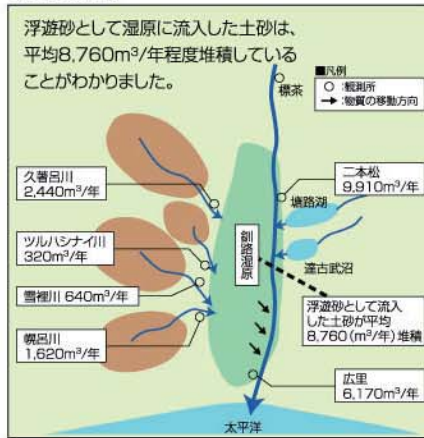
1 水辺林、土砂調整地による土砂流入の防止

- 水辺林、緩衝帯による土砂流入防止対策
 - ・河川沿いの幅20mの連続した水辺林
- 土砂調整地による土砂流入防止対策
 - ・湿原流入部の土砂調整地
 - ・農業用排水路出口の土砂調整地
 - ・河川沿いの土砂調整地
- 河道の安定化対策
 - ・河岸侵食、河床低下防止対策

国営総合農地防災事業整備イメージ図 (国土交通省)



各河川での観測結果をもとに推定した浮遊砂の収支 (1990年~2001年の平均) (国土交通省)



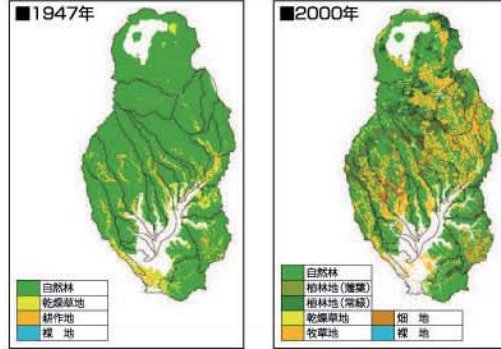
2 植林などによる保水、土砂流入防止機能の向上

- ・裸地、荒地等への植林
- ・地域のNPO法人との連携・協働による計画づくり
- ・広葉樹を主体とした森林の再生

達古武地域における集水域を対象とした自然林再生のモデルづくり (環境省)



釧路川流域の植生、裸地分布状況とその変化 (国土交通省)



3 湿原の再生

- ・相対的に地下水位を回復することにより湿原を再生する。
- ・実施にあたっては、周辺農地への影響を考慮するとともに、可能な限り事前に影響を予測しておくことが重要である。

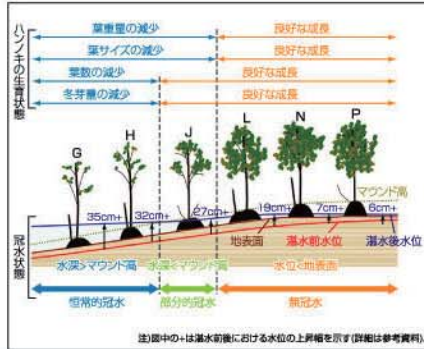
広里地区における湿原の再生 (環境省)



4 湿原植生の制御

- ・地下水位、冠水頻度の変化、土砂や栄養塩の防止による制御

ハンノキの冠水状態と冠水による影響 (国土交通省)



5 蛇行する河川への復元

- ・旧川への通水等による蛇行河道の復元

茅沼地区旧川復元に関する検討状況 (国土交通省)



6 水環境の保全

- 河川水の保全
 - ・河川水位の状況把握と生態系との関連検討
 - ・河川水環境保全対策の実施
- 地下水の保全
 - ・地下水環境把握と生態系との関連検討
 - ・地下水環境保全対策の実施
- 水質の保全
 - ・窒素負荷を約2割削減
 - ・湖沼の現状把握と保全
- 流域水循環
 - ・流域における釧路湿原全域の河川水・地下水・栄養塩等の物質移動のメカニズムの解明

窒素・リン負荷量調査 (国土交通省)



7 野生生物の生息・生育環境の保全

- ・生物の生息環境の把握とその保全
- ・釧路湿原全域を対象とした植生図の作成

8 湿原景観の保全

- ・優れた景観の周知と保全意識の高揚
- ・湿原周辺の屋外広告物等設置の指導規制

9 湿原の調査と管理に関する市民参加

- ・釧路湿原川レンジャーなどによる調査と管理の市民参加
- ・自然再生や河川清掃等のボランティア活動に市民が参加できる仕組みづくり
- ・湿原の調査と管理に関する情報の共有化

釧路湿原21世紀の道ウォーキング 釧路湿原散策会 (NPO法人 やちの会)



10 保全と利用の共通認識

- ・利用が自然環境に与える影響検討・把握
- ・利用実態や地域の要望の把握・吟味
- ・保護と利用の観点からの必要な施設整備
- ・基本的ルール、マナーの議論
- ・利用のルールの実行、検証
- ・利用者への情報提供

11 環境教育の推進

- ・湿原保全についての環境教育
- ・自然体験の場の構築
- ・地域住民が参加できる仕組みづくり
- ・環境教育を実践、支援するためのネットワークづくり
- ・利用者への環境情報の提供
- ・地域リーダーを育成し、維持できる仕組みづくり

12 地域連携・地域振興の推進

- ・広域的に湿原を管理するための仕組みづくり
- ・地域住民の情報発信のための仕組みづくり
- ・流域住民等が連携し、行動するための仕組みづくり
- ・ツーリズムの人づくり、仕組みづくり
- ・地域レベルでの国際的連携
- ・地域農業に関する認識を共有するための仕組みづくり
- ・湿原に負荷を与えない農業支援のための仕組みづくり

第1回協議会で議論された内容

■ 自然再生協議会の設立について

事務局より、設立趣旨、設置要綱(案)、運営細則(案)の説明が行われました。

- ・呼びかけ人である7団体が各実施者の事業に責任を持つのか。
- ・委員という立場を恣意的に利用する事業者等がいた場合、意図的に事業が行われる可能性がある。
- ・仮にそのような傾向があれば、協議会の中で設置要綱の改正などの対策を考えていく必要があるのではないか。
- ・今後の小委員会等の開催では、土曜日や夕方というのも考慮して設定してもらいたい。

■ 釧路湿原自然再生の取り組みについて

国土交通省、特定非営利活動法人 釧路湿原やちの会、環境省より釧路湿原における自然再生事業の取り組みについて説明が行われました。(具体的な内容についてはP5~6を参照して下さい。)

- ・環境教育は身近な地域の課題等を自らの課題とし、その解決に向けて学習を深められるという教育機能があることから、今後さらに充実を図っていくべきで

ある。

- ・農地防災事業は、湿地開発ではないか。
- ・農地防災事業は湿地を開発していくものではなく、すでに農地である箇所の生産性を高める等の再整備事業で排水路の沈砂地で農地からの土砂流出を抑えることは、湿原保全に極めて有効な事業である。

■ その他

協議会のあり方や再生事業の取り組みについて意見が述べられました。

- ・地域の農業従事者の方々には、自然再生事業が農業経営の障害になるという心配をされている方もいることから、本協議会が地域住民との合意形成の場となればよいと思う。
- ・多くの行政機関が参画している本協議会では、縦割りの壁を取り除いて地域全体として効果が上がるように連携を強めていくことが大切ではないか。
- ・今後、自然再生事業の具体的な全体構想や事業計画等の中で、様々な意見・疑問点等があると思うが、国民の負託を受けている事業であるので忌憚なく議論を重ね、豊かな地域づくりに貢献できる協議会にしていくことが重要である。

※都合により、掲載できません。

※都合により、掲載できません。

※都合により、掲載できません。

▲平成15年11月16日(日) 毎日新聞 朝刊

▲平成15年11月16日(日) 北海道新聞 朝刊

※都合により、掲載できません。

※都合により、掲載できません。

▲平成15年11月16日(日) 釧路新聞

▲平成15年11月16日(日) 日本経済新聞 朝刊

▲平成15年11月16日(日) 読売新聞 朝刊

■ 資料の入手方法

協議会資料の閲覧・郵送を希望される方は電話・FAX・Eメールにて事務局まで御連絡ください。なお、資料はホームページにて公開しております。

釧路湿原自然再生協議会ホームページアドレス <http://www.kushiro-wetland.jp/>

■ ご意見募集

釧路湿原自然再生協議会運営事務局では皆様のご意見を募集しています。

電話・FAX・Eメールにて事務局まで御連絡ください。

釧路湿原自然再生協議会ニュースレター No.1

【編集・発行】釧路湿原自然再生協議会 運営事務局

【連絡先】TEL(0154)23-1353 FAX(0154)24-6839

E-mail: info@kushiro-wetland.jp